

2 学校関係者評価

(1) 学校関係者評価の考え方

ア 学校関係者評価の目的

学校関係者評価は、学校が行う自己評価の結果や結果にもとづく改善策等について評価を行うことを通して、次の2点を目的として実施するものです。

- 自己評価の客観性・透明性を高める。
- 学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深め、相互の連携と協力により、学校運営や教育活動の改善を図る。

イ 評価の対象

学校関係者評価は、次の点を評価の対象とします。

- 学校が実施した自己評価の結果
- 学校が自己評価の結果にもとづいて設定した改善策や今後の方針

ウ 学校関係者評価の実施者と事務局の設置

学校関係者評価は、「青梅市立学校の管理運営に関する規則」に示してあるとおり、校長が実施するものです。

校長は、評価にかかる事務の取りまとめや評価委員との連絡・調整を行うための教職員による「事務局」を設置し、学校関係者評価が円滑に進められるようにすることが必要です。

エ 学校関係者評価委員会

学校関係者評価は、校長が設置する学校関係者評価委員会によって実施します。詳細は(2)に述べますが、これまでに各学校において実施してきた保護者や地域等を対象としたアンケートや、「1 学校における自己評価」に位置付けた「保護者等へのアンケート」は、学校関係者評価とは異なり、学校が保護者の声を把握したり、自己評価の資料として活用したりするものです。

オ 学校関係者評価のとらえ方

学校関係者評価は、学校・家庭・地域を結ぶ「コミュニケーション・ツール」として活用することが重要です。

学校関係者評価委員会委員による評価が、学校の実態に即したものになるよう、学校は、適宜、学校関係者評価委員に対して情報提供を行うことが求められます。その中で、教育活動の状況を説明したり、授業等を参観する機会を設定したりすることが必要です。また、学校関係者評価委員が評価を行う際にも、学校の自己評価の結果や改善策について、具体的に説明することが求められます。さらに、学校関係者評価の結果に対する学校の見解等についても説明することが重要になります。

学校関係者評価委員は、保護者や地域、市民の代表と考えられます。学校が自己評価の結果を公表した際、保護者や地域、市民が、その評価を「どのように受け止め、どのような疑問や意見をもつか」ということを、学校は、学校関係者評価の結果から把握することができます。その結果に対して、学校の見解や今後の方向性等を明確にし、学校関係者評価の結果と合わせて公表することで、次年度の教育活動の改善に向かう学校の姿勢を明確に示すことが可能になります。そして、このことが、保護者や地域、市民の学校への理解と信頼を深めることにつながります。

学校関係者評価委員会による評価の対象が、学校の教育活動そのものではなく、学校が行

う自己評価の結果と改善策を評価するのは、このように、学校と家庭、地域等が、より一層の確かな連携を築くことを目指していることによるものです。

(2) 学校関係者評価委員会の設置にあたって

ア 学校関係者評価委員の選任と学校関係者評価委員会の構成

(ア) 委員の選任と委員会の設置者

学校関係者評価委員の選任は、学校関係者評価の実施者である校長が行います。また、学校評価委員会は、校長が設置します。

(イ) 委員会の構成

学校関係者評価委員には、児童・生徒をとおして学校と密接なかかわりをもつ同校の保護者を加えることを基本とします。その他、地域住民や地元企業関係者、青少年健全育成団体関係者、警察関係者、接続する学校の教職員等を加えることも考えられます。校長が、学校や地域の状況に応じた適切な構成を行うこととなります。

ただし、委員の構成が、特定の職種や立場によって占められることのないようにし、多面的かつ多角的に評価が行えるようにすることが重要です。

(ウ) 委員の人数

次項に述べる学校運営連絡協議会との関連を考慮するとともに、学校関係者評価委員会の効率的な運営を行う視点から、委員は10名以内とすることが適切です。

(エ) 教育委員会への報告

校長は、学校評価委員を選任した場合には、その役職名、氏名等を教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図ることが必要です。

イ 学校運営連絡協議会との関連

(ア) 学校運営連絡協議会の所掌事項

学校運営連絡協議会の所掌事項は、次のとおりです。

「青梅市立学校運営連絡協議会設置要綱」より抜粋

2 所掌事項

協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 学校の経営（運営）方針および教育活動に関すること。
- (2) 学校生活および生活指導に関すること。
- (3) 学校、地域および関係機関との連携に関すること。
- (4) 学校評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認めた事項に関すること。

(イ) 学校運営連絡協議会委員と学校評価委員との関連

上記のとおり、「学校評価に関すること」が、学校運営連絡協議会の所掌事項として示されています。このことから、学校関係者評価に、学校運営連絡協議会の組織を活用することは可能です。

次の例を参考に、学校評価委員会と学校運営連絡協議会との関連を考慮し、効率的に評価が進められるようにすることが重要です。

＜学校運営連絡協議会委員との関連を考慮した学校評価委員の選任の例＞

- 学校運営連絡協議会委員のすべてを、そのまま学校評価委員に選任する。
- 学校運営連絡協議会委員の一部を、学校評価委員に選任する。
- 学校運営連絡協議会委員の一部と、委員以外の人材を学校評価委員に選任する。
- 学校運営連絡協議会委員のすべてと、委員以外の人材を学校評価委員に選任する。

(3) 学校関係者評価の内容と方法

ア 評価の内容

(ア) 評価項目

学校関係者評価は、学校が行う自己評価の結果と、評価結果にもとづく改善策について評価を行います。このことから、学校関係者評価は、学校が行う自己評価の各項目について評価を行うこととなります。

(イ) 学校評価シートの活用

学校が自己評価を行う際には、自己評価の結果等をまとめる「学校評価シート」を作成します。学校関係者評価では、学校の自己評価の各項目について、学校が行った評価結果等に対して評価を行います。そこで、学校関係者評価は、この「学校評価シート」を活用して行うことが効率的です。

学校評価シートに、「学校関係者評価」を記入する欄を設定し、評価結果を記載できるようにすることが必要です。

<学校関係者評価の内容の例>

学校評価シート（例）<抜粋>

項目	経営目標	本年度の重点	具体的な方策	評価	分析結果	改善策	学校関係者評価		学校の見解と今後の方向性
							評価	コメント	
学力の向上	基礎・基本を大切に、分ける授業を実現する	言語活動を重視し、読む、書く、伝える、計算の定着を図り、学力を育てる	めあてをもち、振り返る活動を位置付けた授業を実施する	A	9割以上の教員が、ほぼ毎時間、めあて→活動→振り返りの展開で授業実施した。	児童が活動する段階で、自力解決の場を位置付けた授業を実施する。			
			朝ドリルの時間を活用した漢字学習と計算学習を実施する	C	行事との関連で、年間計画に即した実施ができなかった学年があった。成果の検証が十分ではなかった。	年間計画の見直しを行う。各学期末に、定着状況を図るテストを実施する。			
			授業改善推進プランにもとづく研究授業を、全教員が実施する	B	全教員が研究授業を実施したが、授業改善推進プランとの関連が不明確な部分があった。	授業改善推進プランの内容の充実を図る。同プランの実現状況を学期ごとに振り返る機会を設ける。			

学校は、上記のように自己評価項目を「具体的な方策」として設定します。学校は、各項目について、当該年度の教育活動の実施状況にもとづいて評価を行います。

評価は、シートの「評価」欄にA B C Dの評語を付します。また、そのように評語を付した際の「分析結果」と結果を踏まえた「改善策」を示します。

学校関係者評価は、この「評価」「分析結果」「改善策」について評価を行います（上記の網掛け部分）。

(ウ) 評価の視点

学校関係者評価においては、次の視点から、委員の評価を受けます。

評価事項	評価の視点
評 語	○各項目について学校が付したA B C Dの評語が適切であるか。
分析結果	○評語を付した意図について、明確に記載されているか。 ○記載されている内容が適確であり、理解できるものであるか。
改善策	○評語および分析結果と関連した内容になっているか。 ○分析結果に記された課題を解決したり、成果を発展・継続させたりするための方向性や具体策が示されているか。 ○記載されている方向性や具体策が適切であるか。

イ 学校関係者評価の方法

(ア) 学校関係者評価委員会の開催

学校関係者評価は、学校関係者評価委員会を開催して実施します。その際、事前に「学校評価シート」等を各評価委員に送付し、学校の自己評価の状況を把握していただくよう依頼するなどの準備が必要です。

また、各委員が、学校の自己評価の案について考えをもった上で、学校関係者評価委員会に参加をいただくよう依頼しておくことで、委員会を円滑に進めることができます。各委員の評価の案について学校が事前に把握し、一覧にまとめたり、評語を数値化して平均値を出したりするなどして、委員会用の資料を作成しておくことも考えられます。

(イ) 委員の協議による評価

評価は、学校関係者評価委員会の場で、原則的には全評価委員の出席により協議を行い、その結果をもって学校関係者評価とします。前項(ア)に記載した資料は、委員会での協議を円滑に進めるためのものであって、この資料をもって学校関係者評価の結果となるものではありません。

仮に、評価委員の評価結果が一つにまとまらない場合、見解の異なる複数の意見を「学校評価シート」の「コメント」欄に記載しておくことも、評価委員会の見解を詳細に学校に伝達する上で重要です。また、各評価委員によって評語が異なる場合には、評語を数値化し、各評価委員の付した評語の平均値を出し、学校が設定する数値の基準に照らして評語を決定するなどの工夫も必要です。

(イ) 学校評価シートへの記入

学校関係者評価の結果は、学校評価シートに記入します。前ページのように「学校関係者評価」の記入欄を設け、評語とその評語を付した理由や協議の内容等にもとづいて、委員会としてのコメントを記入します。

(ウ) 学校評価シートの校長への提出

学校評価シートは、学校関係者評価委員会が校長に提出します。校長は、学校関係者評価の結果を教職員に周知します。その際、委員会で行われた協議の様子や、評語およびコメントに記載された事項の意図や趣旨について委員が説明を加えるなど、学校関係者評価の結果がより具体的に教職員に伝わるようにすることが重要です。

(4) 学校の見解と今後の方向性

ア 学校評価シートへの記入

学校は、学校関係者評価の結果を受け、学校が自己評価を行った各項目について確認を行います。その際、これらの評価結果の公表を前提として、次のような視点で確認を行う必要があります。

- ① 学校の自己評価の内容について、更に説明を加える必要がある項目はないか。
- ② 学校による自己評価の意図が十分に伝わっていない項目はないか。
- ③ 学校が示した改善策について、変更したり、より効果的な改善策を工夫したりすることが必要な項目はないか。

これらに該当する項目があった場合には、具体的な対応策を検討し、その内容を、学校評価シートの「学校の見解と今後の方向性」の欄に記載します。

また、学校の自己評価に対する肯定的な評価を受けた項目についても、その項目に記載されている学校関係者評価委員会が付した評語やコメントに対する学校の姿勢、今後の取組みの方向性等について記載します。

イ 組織的な検討

「学校の見解と今後の方向性」への記載については、各項目を担当する分掌組織ごとに、主任等を中心として協議を行う場を設定し、その上で記載するなど、校内組織を活用することが必要です。

また、副校長は、校長の経営方針や学校の自己評価の意図を十分に踏まえ、各分掌組織における協議の内容や今後の方向性について、具体的な指導・助言を行うことが重要です。

<学校関係者評価の基本的な展開>

学校関係者評価委員の選任

- ・保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体など、学校と直接関係のある者を評価者として選任する。選任は、学校運営連絡協議会委員を有効に活用するなどし、学校の課題や地域の状況等を踏まえて校長が行う。

学校関係者評価委員会の組織

- ・校長は、学校関係者評価の事務局を設置し、評価に係る事務を担当させる。
- ・評価委員を招集し、学校関係者評価委員会を組織する。

学校経営方針等の説明

- ・校長は、当該年度の学校経営方針、重点目標、前年度の学校評価の状況、本年度の自己評価の内容や方法について、学校関係者評価委員に説明する。

学校関係者評価委員による教育活動の参観等

- ・評価委員が、授業や学校行事等の教育活動を参観する機会を計画的に設定する。
- ・評価委員が、校長、副校長や教職員、児童・生徒との対話等を行う機会を設定する。
- ・学校便りの配付をはじめ、評価委員への積極的な状況提供を行う。

年度途中の自己評価結果の提示

- ・学校評価委員に、学校が年度途中に行った自己評価（中間評価）の結果を提示する。
- ・学校の状況によっては、学校関係者による中間評価を実施することも考えられる。

自己評価結果の周知および説明

- ・学校が行った自己評価の結果（評語、分析結果、改善策）を、学校関係者評価委員に周知し、説明する。

※ 学校評価シートを送付したり、分析結果や改善策を補足する資料を送付したりして、各評価委員に学校の自己評価の内容が十分に伝わるようにすることが重要です。必要に応じて補足説明をしたりすることも考えられます。

学校関係者評価の実施

- ・学校関係者評価委員会を開催し、学校が行った自己評価の結果（評語、分析結果、改善策）について評価を行う。
- ・評価委員は協議の結果を明確にし、事務局が学校評価シートへのとりまとめを行う。（記載内容については、評価委員の確認を受ける。）
- ・学校関係者評価委員会には、校長・副校長をはじめ、必要に応じて教職員が出席し、評価に際しての評価委員からの質問に答えたり、学校の状況を説明したりする。

学校関係者評価結果の受理

- ・学校関係者評価委員会による評価の結果を、校長が受理します。（学校関係者評価記入欄に必要事項を記載した学校評価シートの受理）

学校関係者評価結果にもとづく検討

- ・学校関係者評価委員会から提出された学校評価シートをもとに、「評語」や「コメント」に記載された内容について、学校の見解や今後の改善の方向性を検討し、記載する。

学校評価シートの完成

- ・学校関係者評価の結果に対する学校の見解や改善策を、学校評価シートに記入する。
- ・同シートを、教育委員会への報告や保護者、地域、市民への公表の資料とする。